

【飲食業】 おおあらいブルー・スポット認証申請書

大洗町長 殿

以下のとおり申請します。

※記入上の注意

該当する項目（□）に✓を記載してください。

【提出先】

おおあらいブルー・スポット認証事務局

（一般社団法人 大洗観光協会内）

〒311-1301 大洗町磯浜町6881-88

電話番号：029-266-0788

mail：info@oarai-info.jp

申請者情報					
フリガナ					
申請者名					
フリガナ					
代表者名					
業種	飲食業				
施設名称	<input type="checkbox"/> 申請者名と同じ				
施設所在地					
フリガナ					
担当者名					
TEL		fax		mail	
施設ホームページ					
おおあらいブルー・スポット認証手続き ： <input type="checkbox"/> <u>以下の内容に同意します</u>					
おおあらいブルー・スポット認証を受けるためには、おおあらいブルー・スポット認証制度実施要綱により、申請後に実地調査等を行わせていただきます。 また、入力いただいた個人情報は、「おおあらいブルー・スポット認証申請に係る個人情報の取り扱いについて」に記載した目的にのみ利用させていただきます。					
オープンデータでの活用 ： <input type="checkbox"/> <u>同意します</u> <input type="checkbox"/> <u>同意しません</u>					
登録内容（施設の名称や所在地、感染症対策取組内容）を、感染症対策に積極的に取り組まれている事業者として、WEBページに公開する予定です。 なお、個人情報については、公開しません。					

【添付書類】

- ・食品営業許可証（飲食店営業）の写し

1. 来店者の感染予防

(1) 入店・注文・支払

(利用者の把握)

- 陽性者が、当該店舗を利用していたことが判明した場合に、保健所が行う疫学調査に協力するため、利用者に対して氏名、連絡先等（代表者のみ）の把握に努め、取得した個人情報は、店舗側で最低1か月間保管している。
- ※取得した個人情報について、個人情報保護法に基づく適切な管理を行い、疫学調査を行う保健所への情報提供のみ使用する。

(入口での検温・消毒)

- 店入口で検温を実施している。
- 店内入口に消毒設備を設置し、入店時等に手指消毒を実施するよう表示し、呼びかけている。

(順番待ち等の対人距離)

- 順番待ち等により、列が発生する場合は最低1mの来店者同士の対人距離を確保している。
- ◎具体的な方法
- 足下誘導シールの使用 注意喚起の案内表示
- その他（ ）

(レジ等の遮断)

- レジ等での対面接客時に、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽している。

(支払)

- 支払い時の感染症対策を行っている。
- ◎具体的な方法
- キャッシュレス決済の導入
- コイントレイを介した金銭の受け渡し（会計毎に消毒を実施）
- その他（ ）

(利用者の体調不良等)

- 発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛み等）、嘔吐・下痢等の症状がある者は入場しないよう表示している。

(注意喚起)

- 以下の注意喚起をすべて行っている。
- 定期的な手洗い・手指消毒
 - 咳エチケットの徹底

(送迎車)

- 送迎車なし。
- 送迎車あり。（以下についてご回答ください）
- 乗車人数の制限を行っている。
- 乗車定員： 人 乗車制限人数： 人
- 運転席と後部座席をアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽している。

(ビュッフェスタイルへの対応)

- ビュッフェスタイルを採用していない。
- ビュッフェスタイルを採用している。(以下についてご回答ください)

◎具体的な方法

- 小皿に盛って提供している。
- 従業員が取り分けている。
- 利用者の取り分け時の対策(※)を徹底している。
- その他()

※利用者の取り分け時の対策として、以下のすべてを実施していること。

- 一回の料理取り分け毎に、新たな小皿を使用する。
- 飛沫がかからないようにカバーを設置するなど、食品等を保護する。
- 取り分け時は使い捨て手袋等を着用し、取り分け用のトングや箸を共有としない。

(個室利用)

- 個室での食事提供の際に常時換気を行っている。

(消毒用アルコールの設置)

- すべての食卓近くに手指消毒用アルコールを設置している。

(卓上の共用品)

- 卓上の共用調味料、ポット等について対策を行っている。

◎具体的な方法

- 共有のものは設置せず、個別に提供している。
- 客の入れ替え時に消毒している。
- その他()

(注意喚起)

- 以下のような取り組みをすべて行っている。
 - お酌や回し飲み、箸などの共有や使い回しを避けるよう注意喚起を行っている。
 - 店内BGMを低減させ、大声での会話を避けるように注意喚起を行っている。
 - 咳エチケットを徹底するように注意喚起を行っている。

(喫煙スペース)

- 喫煙スペースなし。
- 喫煙スペースあり。(以下についてご回答ください)
 - 喫煙スペースの利用制限を行っている。
 - 利用者間の距離を保つなど、3密を避けるよう要請している。

(トイレ)

- トイレの入り口付近に消毒液を設置している。
- トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すように表示をしている。
- トイレの使用後は、手洗いや手指消毒を実施するように表示している。

2. 従業員の感染症予防

(基本的事項)

- 咳エチケットを徹底する。また、大声での会話を避ける。
- 業務開始前に検温・体調確認を行っている。
- 発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛み等）、嘔吐・下痢等の症状がある者の出勤を停止させている。

(就業制限)

- 感染の疑いのある従業員，濃厚接触者として判断された従業員の就業を禁止している。

(手指消毒等)

- 定期的な手指消毒や手洗いを実施している。

(接客対応)

- お客からの注文や料理の提供にあたっては、お客の正面に立たないように注意している。
- 下膳後は手洗いや手指消毒を実施してから新しい料理を配膳・提供している。

(従業員休憩の際)

- 休憩する人数を制限し、対面での食事や会話を避けている。
- 常時換気を行っている。
- 共用する物品を定期的に消毒している。

(ユニフォーム)

- 従業員のユニフォームは、業務終了後毎に洗濯している。

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

(換気の方法)

- 換気設備により、必要換気量（1人あたり毎時30m³）を確保し、換気設備の清掃等の維持管理を行っている。
- 窓の開放による換気を行うため、30分に1回、5分程度2方向を開けるなどして、十分な換気を行っている。

(設備の導入)

- HEPAフィルターによるろ過式で風量が毎分5m³以上の空気清浄機を適用床面積に応じて設置している。（すべての食事および飲料の提供場所にて）
- 二酸化炭素濃度測定器を設置し、室内の二酸化炭素濃度が1000ppmを超えた場合、即座に窓を開放し換気を実施している。

(手洗い場等)

- 共通のタオルを禁止し、以下のいずれかの対応を行っている。

◎具体的な方法

- ペーパータオルの設置

- 個人のタオル等の使用

- その他（ ）

(定期的な清拭消毒)

- 複数の人が触れる物品や場所を利用者の入替時など定期的に清拭消毒している。
 - ◎接触が多い部位の例
 - テーブル, 椅子, メニューブック, 調味料, ドリンクバー, ドアノブ, タッチパネル, 卓上ベル, 蛇口, 手すり, 便座周辺, コイントレイ, 券売機, アクリル板等
 - ◎具体的な消毒方法
 - 消毒用エタノール
 - 次亜塩素酸ナトリウム
 - 界面活性剤洗剤
 - その他 ()

(ごみの回収方法)

- ゴミを回収する者は手袋を着用し, 作業後必ず手を洗っている。
- 食品残さ, 唾液などが付着した可能性のあるごみ, おしぼり等はビニール袋密閉して処理している。

4. チェックリストの作成・公表

- 施設のリスク評価を行ったうえで, 具体的な方法や手順, 清掃・消毒などを定めたチェックリストを作成している。
- チェックリストによる毎日の確認について公表している。

5. 感染者発生に備えた対処方針

(従業員の感染時の対応)

- 従業員の感染が判明した場合, ブルー・スポット認証事務局に報告し以下の対応を行う。
 - 保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力し, 感染拡大を防止する対策を講じる。
 - 感染の可能性のある営業日など, 感染拡大防止のための情報を公表する。

(利用者の感染時の対応)

- 保健所が行う感染者追跡調査等の結果, 感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合, ブルー・スポット認証事務局に報告し以下の対応を行う。
 - 保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力し, 感染拡大を防止する対策を講じる。
 - 感染の可能性のある営業日など, 感染拡大防止のための情報を公表する。

(従業員への指導)

- 従業員に対し, 感染拡大を防止するうえで適切な行動を徹底するよう指導している。

(感染リスクの早期把握のための取り組み)

- 従業員に対し, 国県が提供する濃厚接触通知アプリの利用を促すなど, 感染リスクの早期把握に努めている。(いばらきアマビエちゃんへの登録及び宣誓書の掲示)

(行政等からの要請協力)

- 営業時間の短縮等, 国または地方公共団体からの要請に従っている。